



瑞穂市緑の基本計画



令和3(2021)年3月



瑞穂市

瑞穂市緑の基本計画策定にあたり



豊かな水と緑あふれるまち 瑞穂

～新しい時代に 市民とともに育む 瑞穂の緑づくり～

瑞穂市は、古くから交通の要衝であり、豊かな水と緑あふれる住環境に富んだまち、持続可能な都市として飛躍的に発展してまいりました。

令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、本市においても外出自粛等で経済的な打撃を受けており、私たちの日常生活は大きく変わり、いまだに収束が見通せない状況にあります。

策定する緑の基本計画は、ポストコロナという新しい時代を見据え、「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観形成機能」の4つの機能に着目し、「豊かな水と緑あふれるまち 瑞穂」を基本理念として、市の緑化政策に関する総合的な将来像 ～新しい時代に 市民とともに育む 瑞穂の緑づくり～ と定め、その実現に向けての考え方や施策を示しています。

また、本市においても、少子高齢化が進展し65歳以上の高齢者人口がピークとなる2040年問題への対策として、3つの地方創生拠点事業、(仮称)中山道大月多目的広場整備事業、JR穂積駅周辺整備事業、(仮称)犀川遊水地グリーンインフラ事業を推進しています。

(仮称)中山道大月多目的広場では、芝生広場や大型遊具、園内歩道を整備する事により、子育て世代のみならず多世代で楽しめる拠点づくりを進めています。

JR穂積駅周辺における整備では、フレキシブルゾーンなどの環境空間において緑を創出することにより、市民だけでなく、県内外の方々が憩い集える魅力的な空間づくりを進めています。

最後に犀川遊水地周辺においては、(仮称)犀川遊水地グリーンインフラ事業として、国の犀川遊水地事業、県の五六川河川改修事業、市の公共下水道終末処理場整備事業、五六閘門周辺整備事業などと連携した拠点の創出を進めています。

これまで行政が主体となり実施してきました緑化等推進事業は、SDGsの視点も取り入れ一層の緑のまちづくりを推進するため、今後は行政、民間事業者、市民が一体となり、次世代まで誇りをもって承継できる「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」を創出してまいります。

令和3年3月

瑞穂市長

森 和之

目 次

第1章	計画の概要	1
1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画の対象	3
第2章	自然的条件調査	5
2-1	位置地勢	5
2-2	気象環境	6
2-3	地形水系	8
2-4	緑の現況量	9
2-5	河川区域内の植生状況	10
第3章	社会的条件調査	11
3-1	都市概況	11
3-2	上位関連計画	21
3-3	緑に関する市民アンケート調査	27
3-4	緑に関する法改正の動向	29
第4章	緑地現況調査	31
4-1	緑地の現況	31
4-2	緑化の現況	46
第5章	緑の評価	50
5-1	機能別の整理	50
5-2	機能別の評価	59
第6章	計画の基本方針	61
6-1	基本理念	61
6-2	基本方針	62
6-3	緑の将来像図	63
6-4	施策の体系	64
6-5	SDGs(持続可能な開発目標)	65
第7章	計画のフレーム	66
7-1	計画のフレーム	66
7-2	緑地の整備目標	67
7-3	公園の整備目標	68
第8章	緑地の配置計画	70
8-1	4系統別の緑地の配置計画	70
8-2	総合的な緑地の配置計画	78
第9章	実現のための施策の方針	80
9-1	施策の方針	80

第1章 計画の概要

1-1 計画の目的

瑞穂市(以下、「本市」という)は、平成 15(2003)年 5 月に誕生しました。新市になってから 10 年以上が経過し、瑞穂市第 2 次総合計画、瑞穂市都市計画マスタープランを改定しました。総合計画、都市計画マスタープランでは、都市の将来像として『誰もが未来を描けるまち 瑞穂』を掲げて都市づくりを進めています。

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像・目標・施策などを定める緑に関する総合的な計画です。

緑はレクリエーションや景観のほかに環境保全や防災など多様な機能を有しています。近年、気象変動に伴う自然災害が多発しており、緑のもつ多様な機能を活用した持続可能で魅力ある都市づくりを進めるグリーンインフラの取組が期待されています。さらに、都市公園等については、少子高齢化など、ライフスタイルの変化によって多様化する市民ニーズに対応した維持管理や整備を行っていくことが必要となります。

本計画は、上位計画等との整合のほか、都市緑地法等の改正等を踏まえ、本市における緑の将来像の実現に向けた計画であり、自然環境の配慮や緑の役割を十分に活用し、地域課題に対応しながら緑の保全や推進に取り組んでいきます。

1-2 計画の位置付け

本計画は、瑞穂市第2次総合計画を上位計画として策定するもので、今後の本市において進める公園・緑地等の整備や保全、緑化推進方策の総合的な指針であるとともに、その他の関連分野別の諸計画との連携・調整を図ることで、より効果的な都市づくりを目指します。以下に、上位計画等との関係を示します。

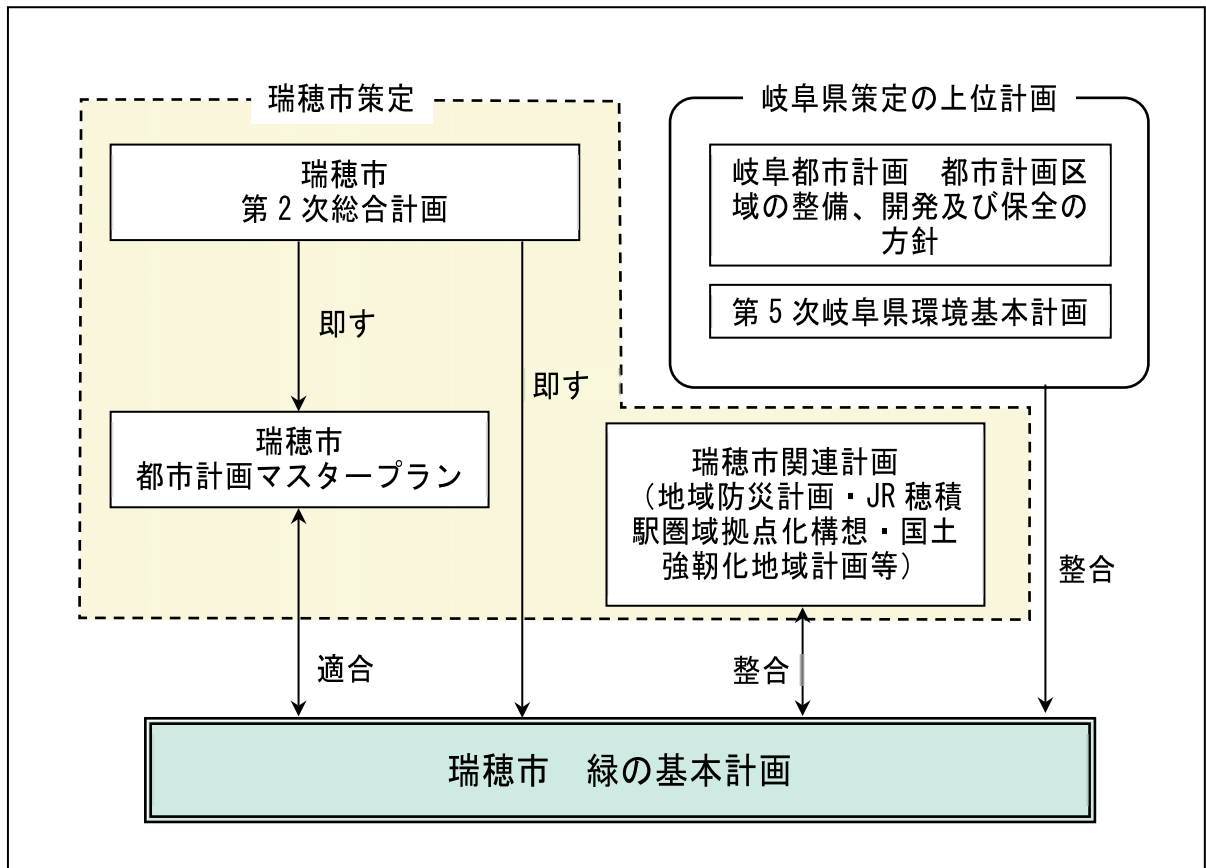


図 1-2-1 本計画の位置付け

1-3 計画の対象

1-3-1 計画の対象となる緑

本計画は、本市の公園・緑地等を対象とするもので、そのなかには都市公園や公共緑地のみならず、民有地の緑についても対象となります。右側に、本計画において対象となる緑の種類を示します。

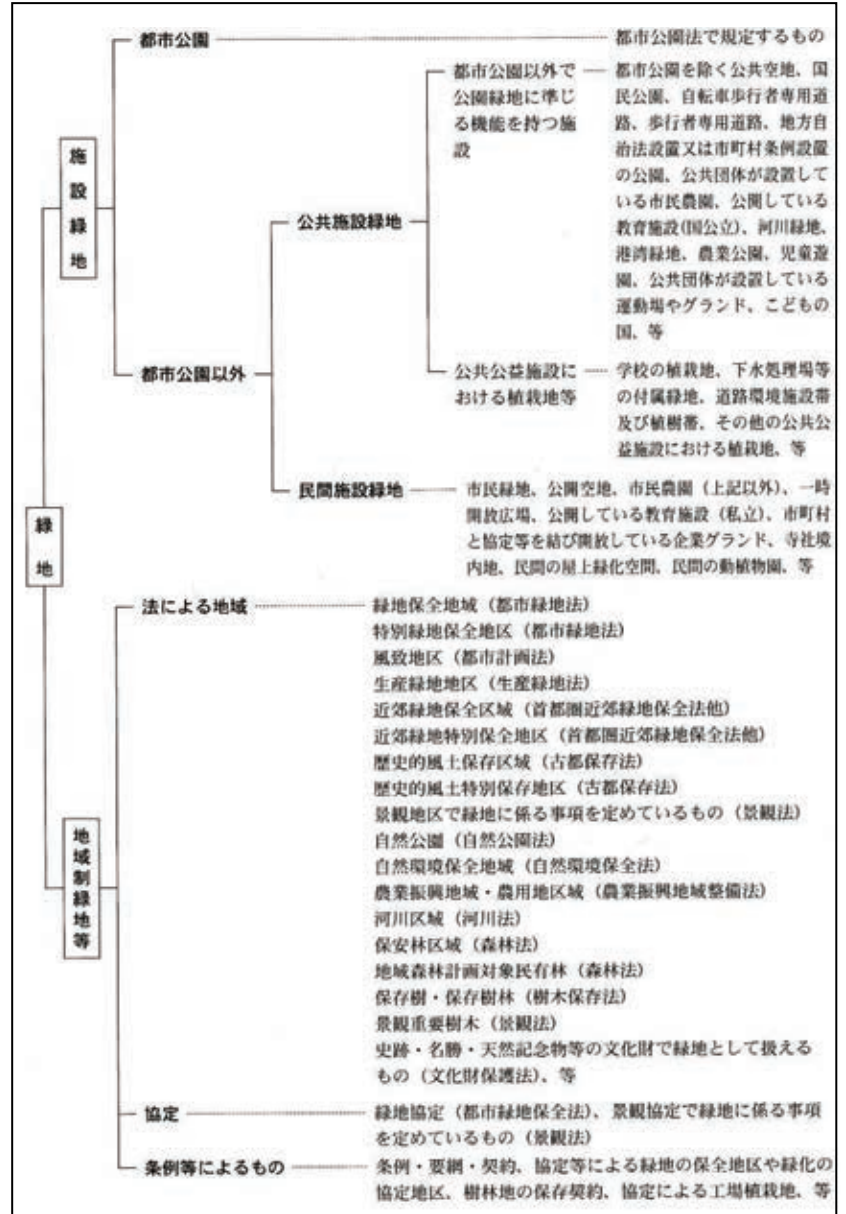


図 1-3-1 計画の対象となる緑

出典:「新編緑の基本計画ハンドブック」

1-3-2 計画の期間

計画の目標年次は、都市計画マスタープランと整合を図り、令和 7(2025)年とします。なお、長期目標年次を令和 17(2035)年と設定し計画を策定します。

1-3-3 計画の対象区域

計画対象区域は、本市全域(28.19km²)とします。

1-3-4 計画の構成

本計画の構成を下図に示します。

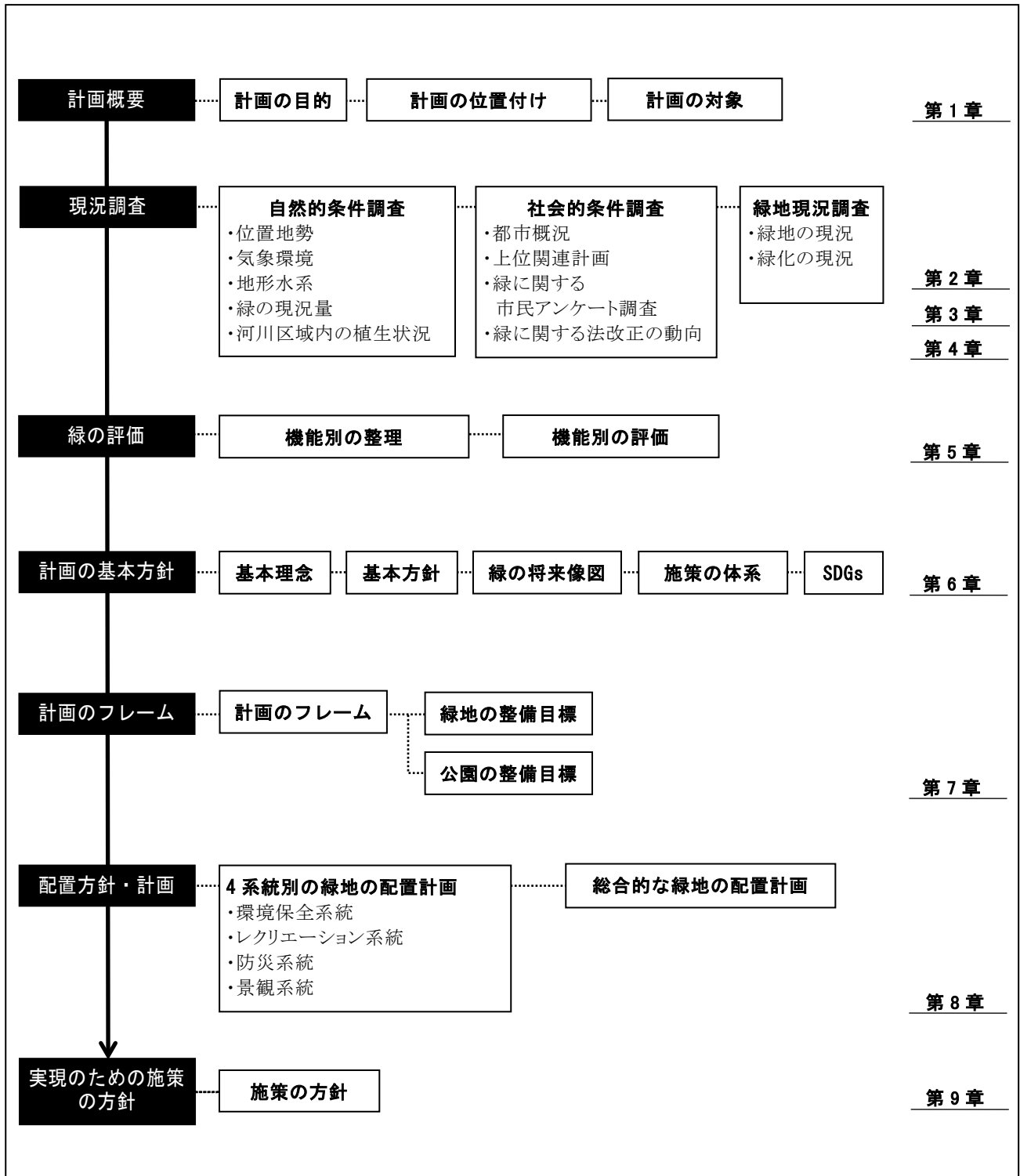


図 1-3-2 本計画の構成

第2章 自然的条件調査

2-1 位置地勢

本市は、濃尾平野の北西部、岐阜県の南西部に位置する面積 28.19 km² の都市です。周辺都市との位置関係を見ると、東部は県都岐阜市に接しており、北部は本巣市及び北方町に、西部は大垣市、神戸町及び大野町に、南部は安八町に接しています。

交通網としては、国道 21 号、主要地方道北方多度線などが格子状のネットワークを形成しているほか、JR 東海道本線、樽見鉄道が通るなど交通の利便性の高い都市となっています。また、長良川、根尾川、揖斐川をはじめとする 18 本の一級河川が縦断し、水から集落や耕地を守るため、周囲に堤防が形成されている地形が特徴で、水と緑に恵まれた自然環境が豊かな都市です。

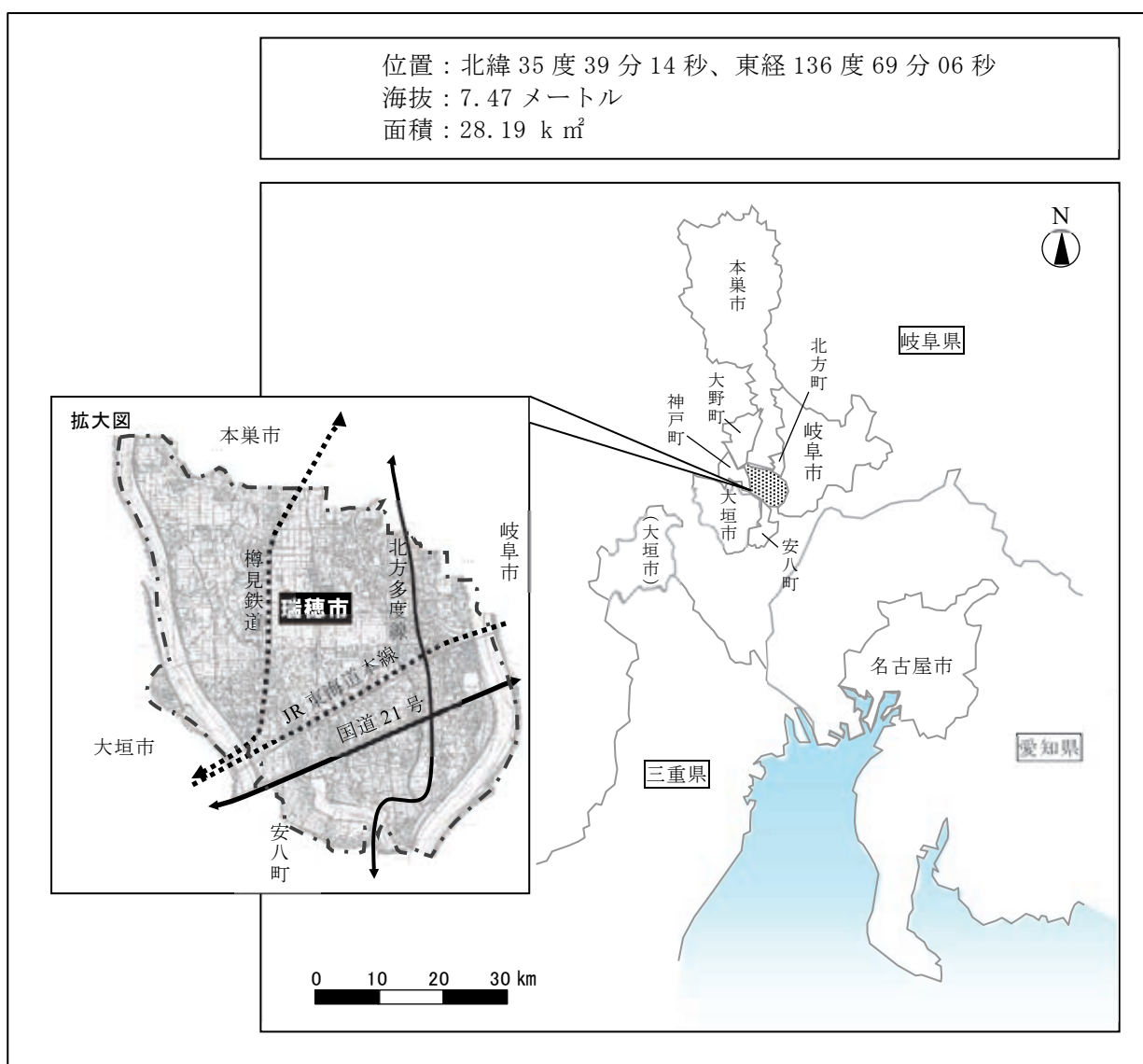


図 2-1-1 位置図

2-2 気象環境

本市の気象環境は、下記に示すとおり平成 29(2017)年では最高気温 36.4℃(8 月)、最低気温-3.1℃(1 月)と季節の寒暖差がはっきりしていますが、年間平均気温は 15.9℃と暮らしやすい気候環境となっています。また、年間総降水量は 1,864mmとなっており、10 月は降水量が最も多く、日照時間が最も短い状況となっています。

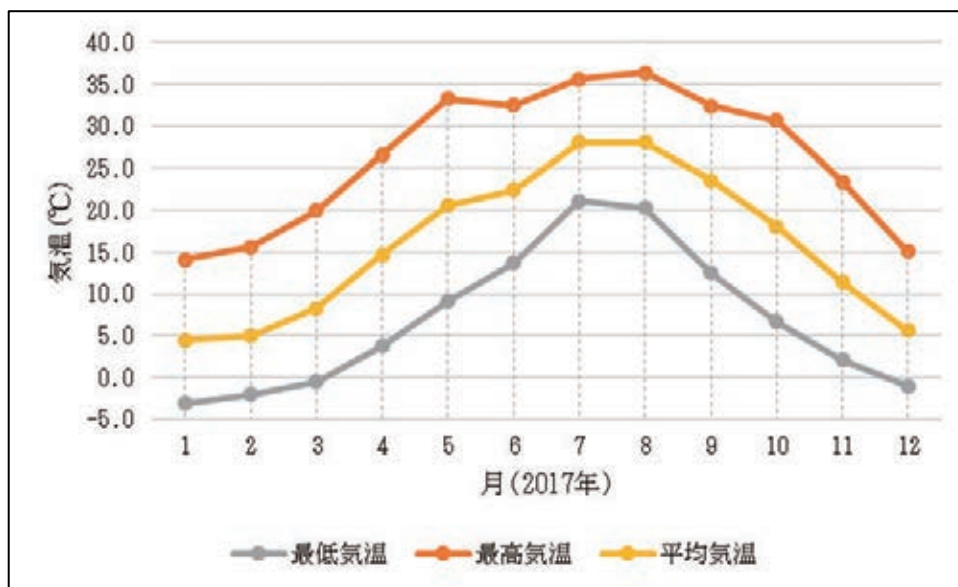


図 2-2-1 月別気温

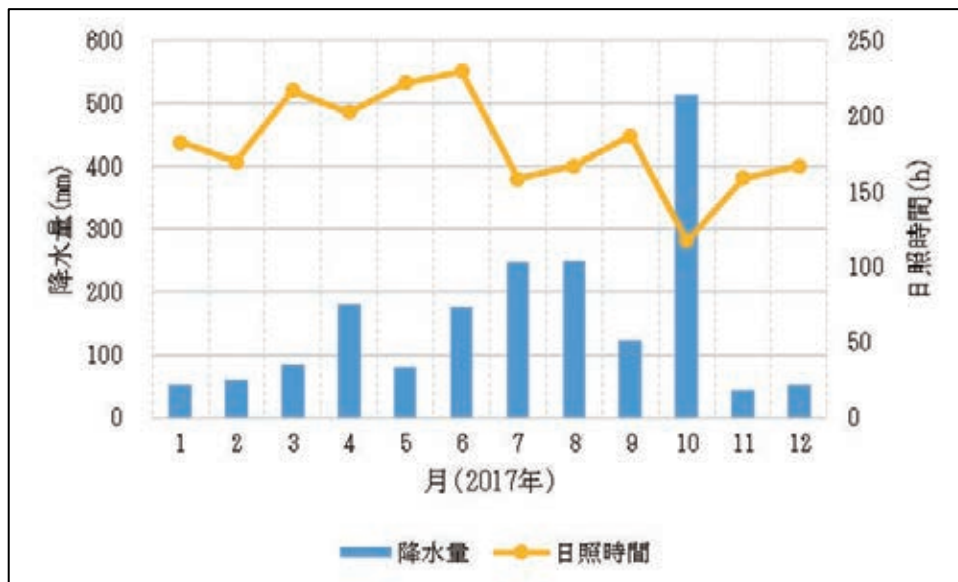


図 2-2-2 月別降水量と日照時間

資料：気象庁ホームページより 観測地点：岐阜市

過去 10 年(平成 20(2008)～平成 29(2017)年)における気象の変化について以下に整理しました。

気温については、年毎による気温差はありますが、著しく気温が上昇傾向にあるとはいえません。降水量も年毎によって差がありますが、1,500 mm～2,500 mmの間で推移しています。

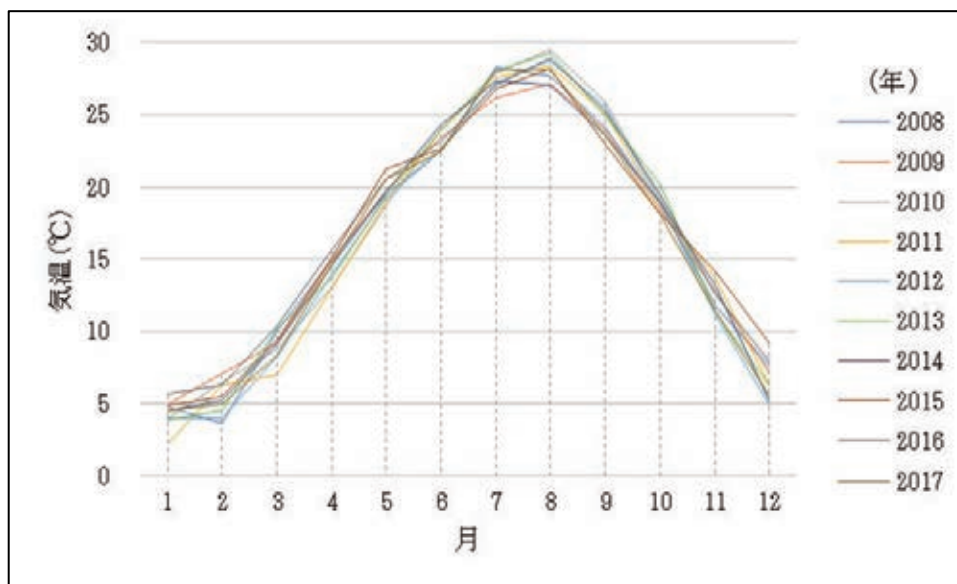


図 2-2-3 月平均気温の変化(平成 20(2008)年～平成 29(2017)年)

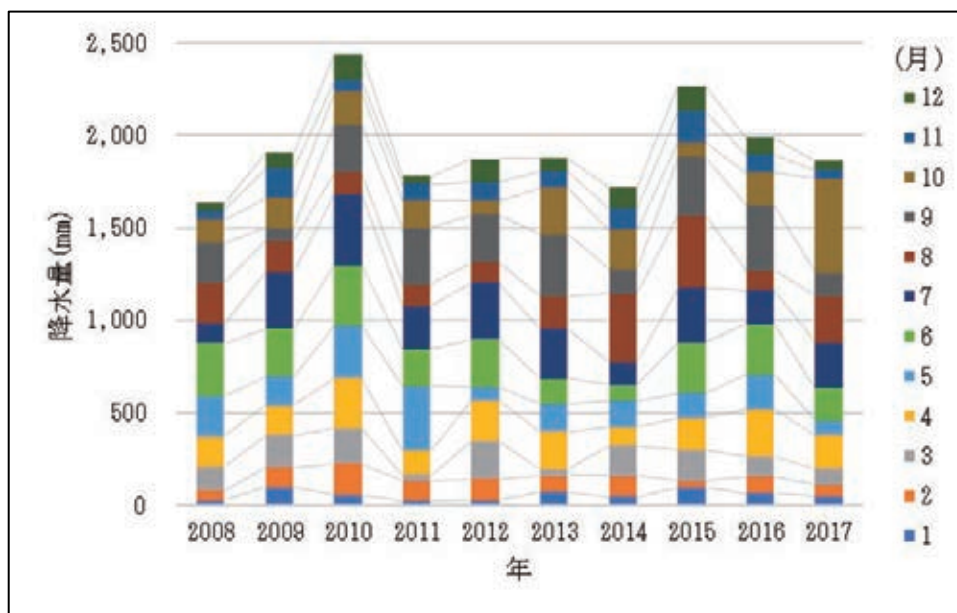


図 2-2-4 月降水量の変化(平成 20(2008)年～平成 29(2017)年)

資料: 気象庁ホームページより 観測地点: 岐阜市

2-3 地形水系

本市には長良川、根尾川、揖斐川など 18 本の一級河川が縦断しており、7つの流域（犀川流域、五六川流域、糸貫川流域、天王川流域、中川流域、新堀川流域、宝江川流域）に区分されます。古くから築堤や樋門整備等の治水事業が行われており、都市の骨格を形成する大きな要因となっています。河岸には遊水地として畑や自然が残されており、ヨシ原やそこに生息する水鳥、魚、昆虫等が豊かな生態系を形成しています。以下に、市内を流れる一級河川の位置図を示します。



図 2-3-1 一級河川の位置図

2-4 緑の現況量

本市は、濃尾平野の北西に位置しており、多数の河川が縦断する水郷地帯であることから、緑の現況量(緑被現況量※¹)としては、田、畑、水面などが大部分を占めており、これらの市域に占める緑被率※²は約 52%となっています。また、河川堤防沿いには市の木である桜、河川敷にはオギ、ヨシ、ススキなどが繁茂し、本市の緑の特徴となっています。

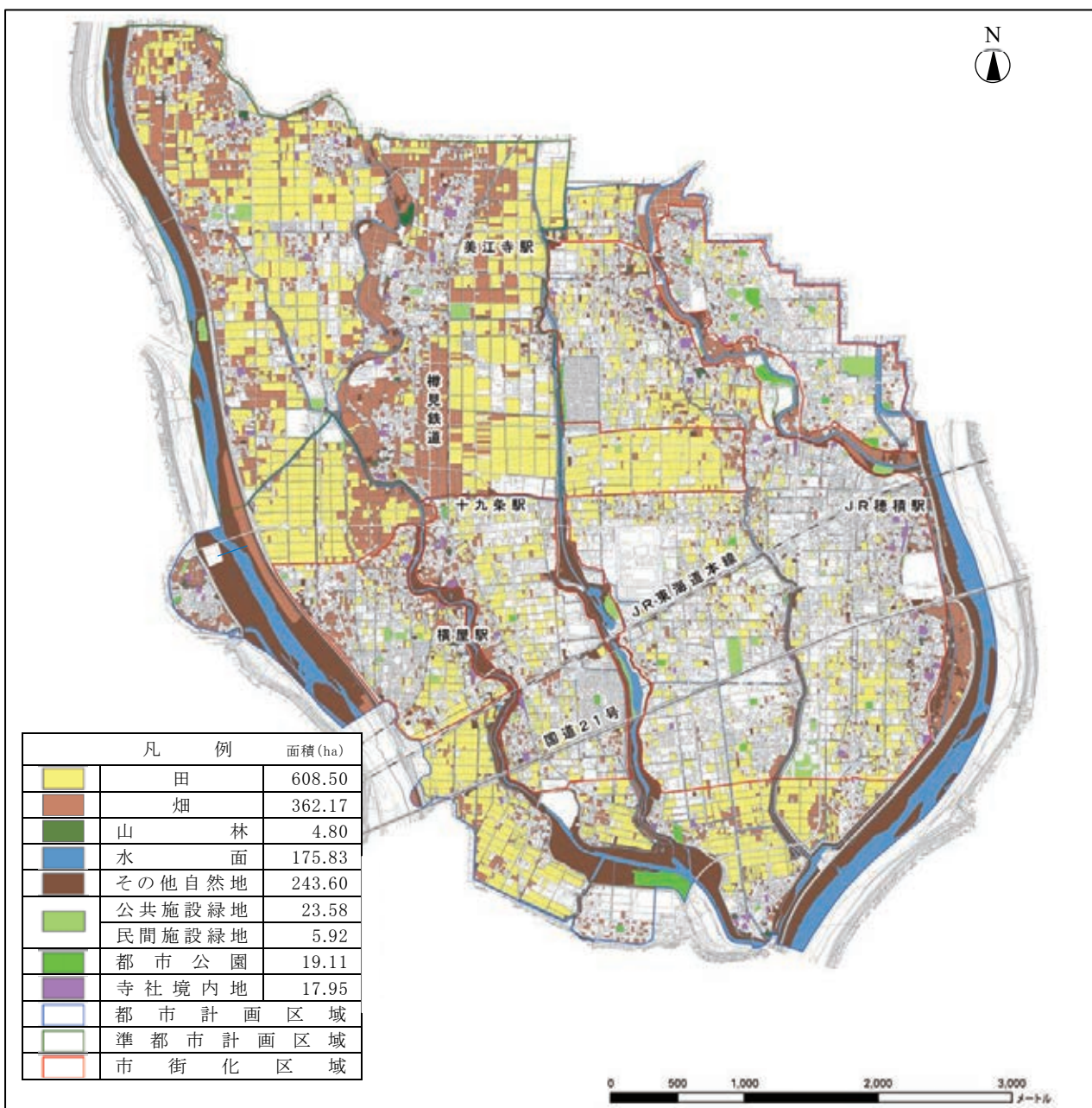


図 2-4-1 緑の現況図

資料:「都市計画基礎調査」(平成 29(2017)年)

※¹ 緑被現況量とは緑被地(樹林地、草地、水辺地、田、畑、これらに類する土地)の面積のことで、本計画では都市計画基礎調査により分類された区分にて緑被地を算出している。

※² 緑被率とは、特定区域の面積に対して緑被地が占める面積の割合を示したもので、平面的な緑の量を把握するための指標となる。

2-5 河川区域内の植生状況

本市の緑の特徴の一つである河川区域内では、堤防、水際、高水敷、水中といったエリアごとに様々な植生が見られます。市内の河川ではいずれも類似した植生状況となっており、堤防植栽として市の木である桜や市の花であるアジサイを目にすることができます。以下に例として犀川圏域で見られる植生について示します。

表 2-5-1 犀川圏域堤防付近にて確認されている植生

堤防	桜、アジサイ、ハコネウツギ、クロガネモチなど
水際	ヨシ、オギ、マンジュシャゲ、ミゾソバ、マコモ、ススキなど
高水敷	オギ、セイタカアワダチソウ、ヤブガラシ、ショウブ、コガマ、ノイバラ、 高木ではヤナギ類(アカメヤナギ、コリヤナギ、カワヤナギ、タチヤナギ)、クワ、ハンノキなど
水中	コカナダモ、セキショウモ、コウホネ、ササバモなど

資料:「犀川圏域河川整備計画」



市の木 桜



市の花 アジサイ



中川（中川橋周辺）



中川河川公園（稲里周辺）

第3章 社会的条件調査

3-1 都市概況

3-1-1 沿革

本市にまつわる伝説として、垂仁天皇(すいにんてんのう)の時代に娘の倭姫命(やまとひめのみこと)が、天照大神(あまてらすおおみかみ)を祀る地を求めて、美濃国の伊久良河宮(現在の瑞穂市居倉)にとどまり、その後、生津から川を下って伊勢に赴かれた話が伝えられています。当地は早くから拓け、要衝の地でありました。

江戸時代になると、中山道が本市北部を通ることとなり、江戸より五十五番目の宿場となる美江寺宿が整備されました。

昭和に入り、和宮が降嫁の折、この地で詠んだ和歌の歌碑を中心に、小簾紅園などが整備され、指定史跡となりました。

明治時代の郡制施行を経て、戦後昭和 23(1948)年、町制施行により、初代穂積町、昭和 29(1954)年には巢南村が誕生しました。さらに同年、本田村、牛牧村、生津村の一部(馬場、生津)と合併し穂積町(2代目)が誕生し、巢南村は、昭和 39(1964)年 4 月に町制施行により、巢南町となりました。

そして、平成 15(2003)年 5 月、穂積町と巢南町が合併し、本市が誕生しました。市の名称である「瑞穂」は、古事記や日本書紀に日本の国の美称として「豊葦原之瑞穂国(とよあしはらのみずほのくに)」と現れるもので、「葦がしげり、稲穂がみずみずしく育って、豊かな国」と解釈されています。本市は誕生してからも人口増を続け、若年層の比率が高い都市であり、県都岐阜市に隣接し利便性が高いことから、今後更なる発展が期待されています。



中山道美江寺宿跡（市指定史跡）



小簾公園（市指定史跡）

3-1-2 人口世帯

本市の人口は、岐阜県の人口が平成 12 年から減少傾向に転じているのに対し、右肩上がり増加を続けています。さらに、近年の伸び率(4.63%)では県下第 1 位を示しています。また、年齢別構成においても、年少人口(0～14 歳)の割合が 16.3%、生産年齢人口※¹ (15～64 歳)の割合が 64.1%と県内 42 市町村において第 1 位です。一方、老年人口(65 歳以上)は 19.6%と最下位であり、若年層の比率が高い都市となっています。

図 3-1-1 に人口と世帯数の動向、図 3-1-2 に平成 27(2015)年の年齢構成比を示します。

※¹ 生産年齢人口・・・労働に従事できる年齢

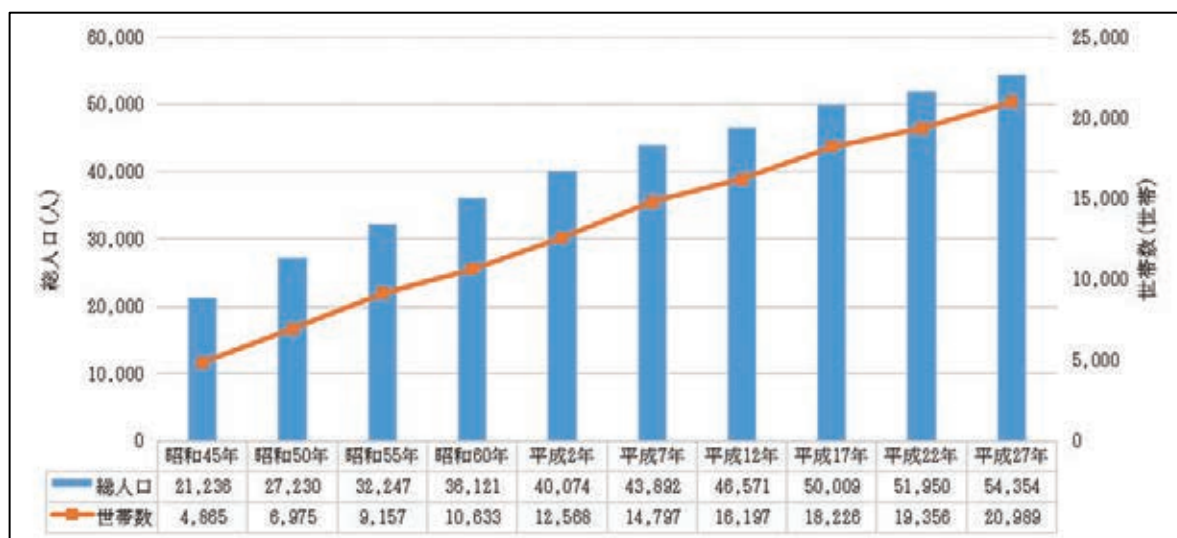


図 3-1-1 人口と世帯数の動向

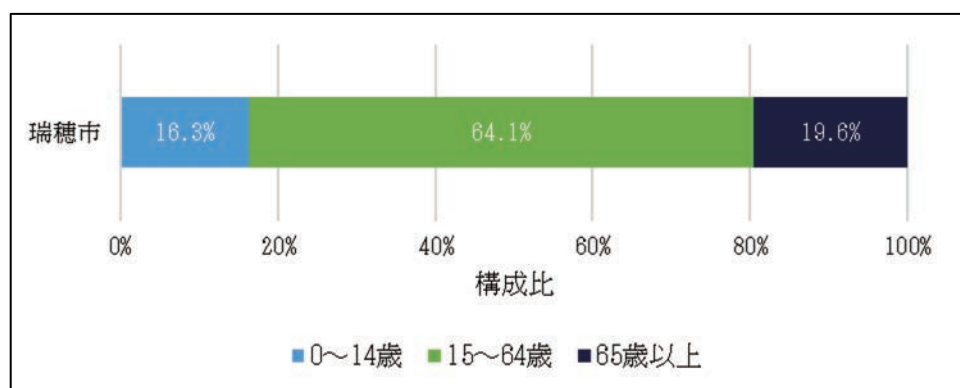


図 3-1-2 年齢構成比(平成 27(2015)年)

資料: 国勢調査(平成 17(2005)年、平成 27(2015)年)、
岐阜県ホームページより

3-1-3 土地利用、都市計画

本市の土地利用は、田畑や河川などの自然的土地利用が過半となっています。豊富な水と平地に恵まれた地勢を活かし、古くから稲作農業が営まれてきたほか、果樹や花木等も盛んに栽培され、富有柿発祥の地としても名を馳せています。

JR 穂積駅を中心とした市東部に人口集中地区(DID)が見られます。商業用地は国道21号や主要地方道北方多度線の沿道・周辺を中心に分布しており、工業用地は国道21号沿道や五六川周辺に分布しています。また、市街化区域内には、農地等も点在しています。

図 3-1-3 に土地利用現況図、図 3-1-4 に都市計画の現状を示した用途地域図、都市施設図を示します。

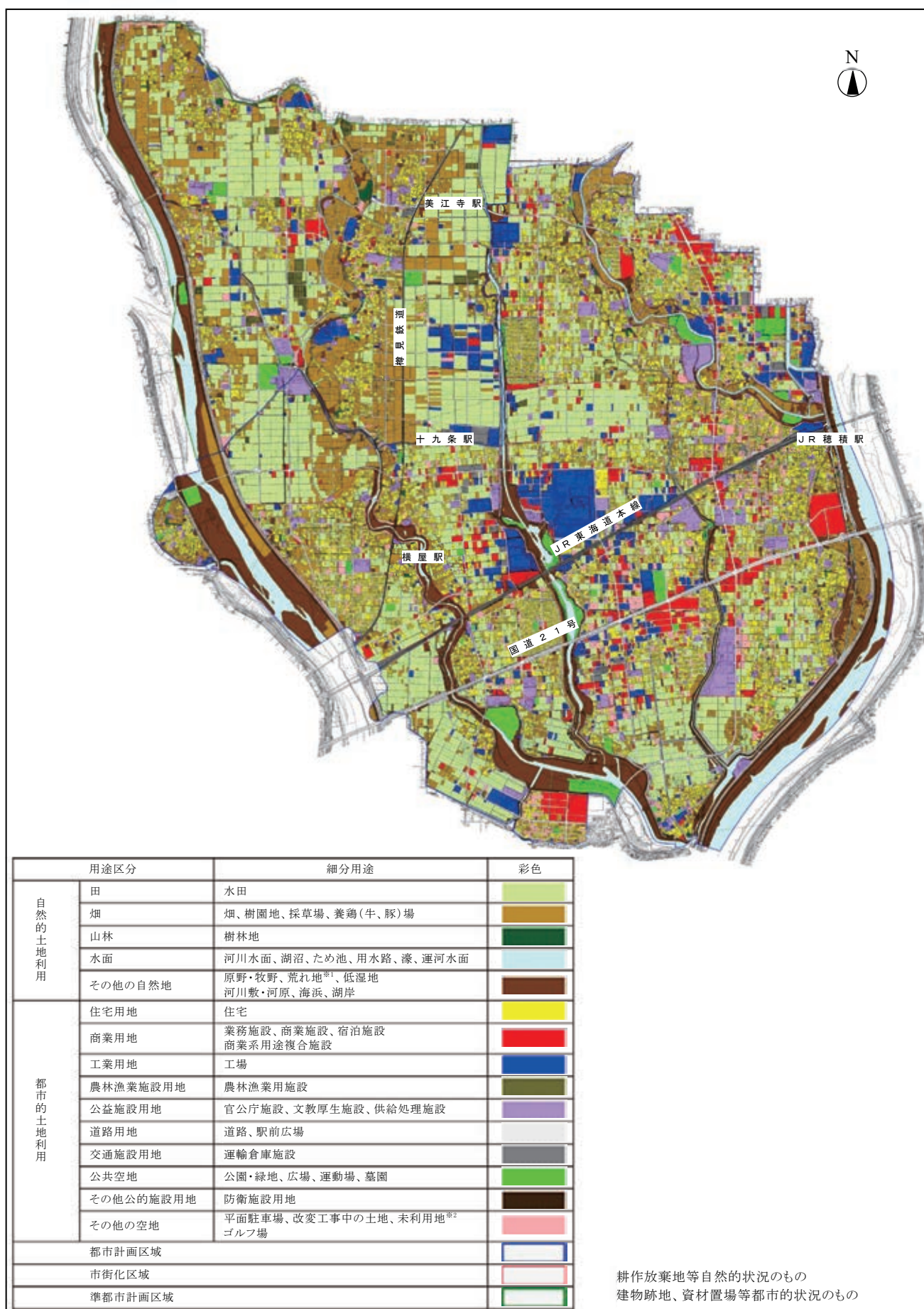


図 3-1-3 土地利用現況図

資料:「都市計画基礎調査」(平成 29(2017)年)

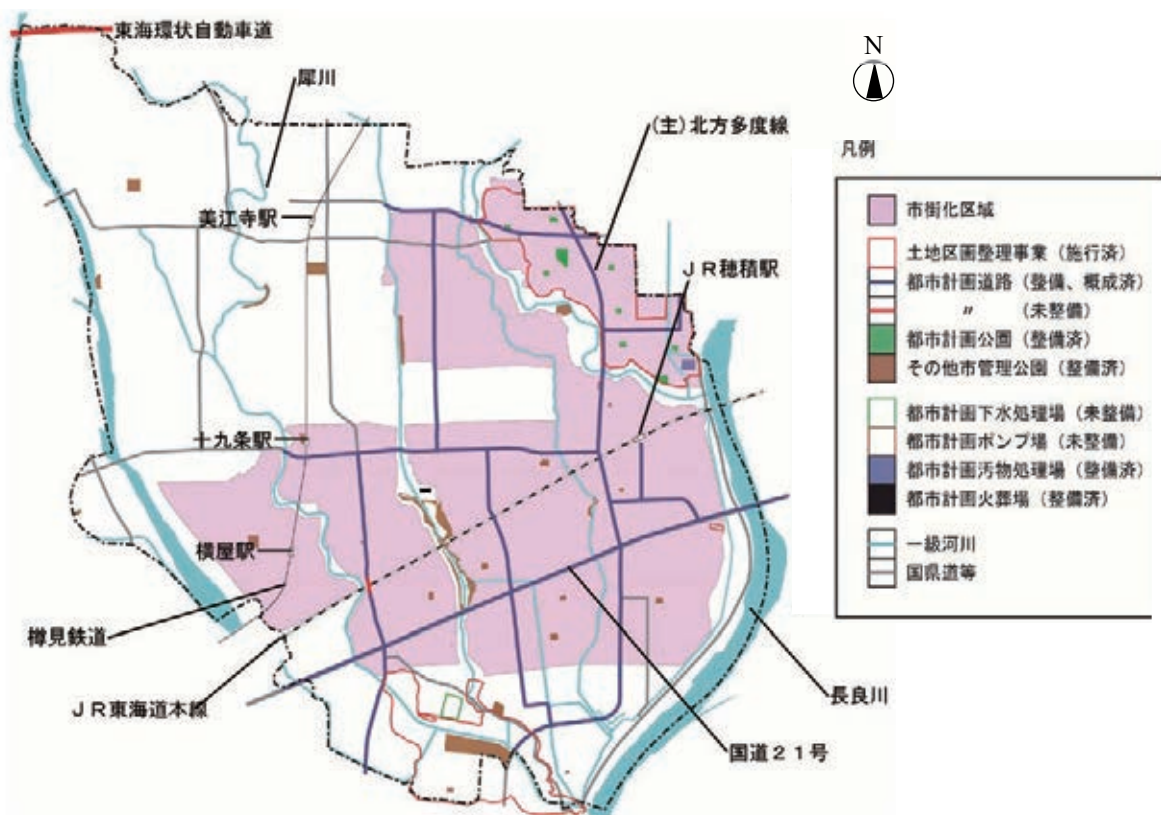
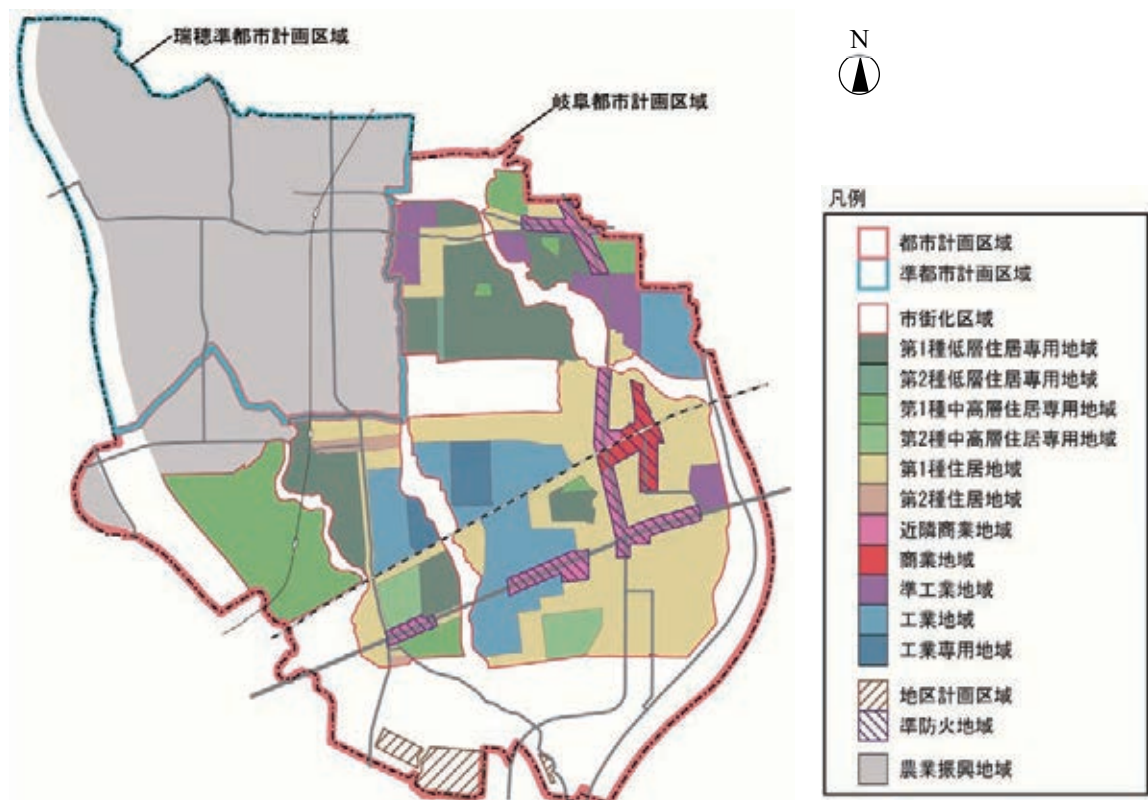


図 3-1-4 都市計画の現状を示した用途地域図、都市施設図

資料:「都市計画マスタープラン」

3-1-4 公共施設

学校やコミュニティセンター等の公共施設は、市内の各地区に配置され、多くの市民に利用されています。表 3-1-1 に公共施設一覧を示します。また、図 3-1-5 に公共施設配置図を示します。

表 3-1-1 公共施設一覧

種別	番号	名称	種別	番号	名称
市民文化系施設	A 01	総合センター	子育て支援施設	D 03	別府保育所
	A 02	市民センター		D 04	牛牧第1保育所
	A 03	巢南公民館		D 05	牛牧第2保育所
	A 04	牛牧南部コミュニティセンター		D 06	西保育・教育センター
	A 05	本田コミュニティセンター		D 07	中保育・教育センター
	A 06	牛牧北部防災コミュニティセンター		D 08	南保育・教育センター
	A 07	駅西会館	保健・福祉施設	E 01	老人福祉センター
社会教育系施設	B 01	図書館		E 02	ふれあいホームみずほ
	B 02	西部複合センター	行政系施設	F 01	瑞穂市役所穂積庁舎
	B 03	文化財保管庫		F 02	瑞穂市役所巢南庁舎
学校教育系施設	C 01	穂積小学校		F 03	瑞穂消防署
	C 02	本田小学校		F 04	瑞穂消防署巢南分署
	C 03	牛牧小学校		F 05	水防センター
	C 04	生津小学校	供給処理施設	G 01	美来の森
	C 05	西小学校		G 02	巢南集積場
	C 06	中小学校		G 03	アクアパーク別府水処理センター
	C 07	南小学校		G 04	アクアパークすなみ
	C 08	穂積中学校		G 05	呂久クリーンセンター
	C 09	穂積北中学校	その他	H 01	弓道場
	C 10	巢南中学校		H 02	馬場公園集会所
	C 11	教育支援センター		H 03	自治会公民館(本田公民館)
	C 12	給食センター		H 04	火葬場
	C 13	ほづみ幼稚園		H 05	牛牧排水機場
子育て支援施設	D 01	本田第1保育所		H 06	花塚排水機場
	D 02	本田第2保育所		H 07	別府排水機場

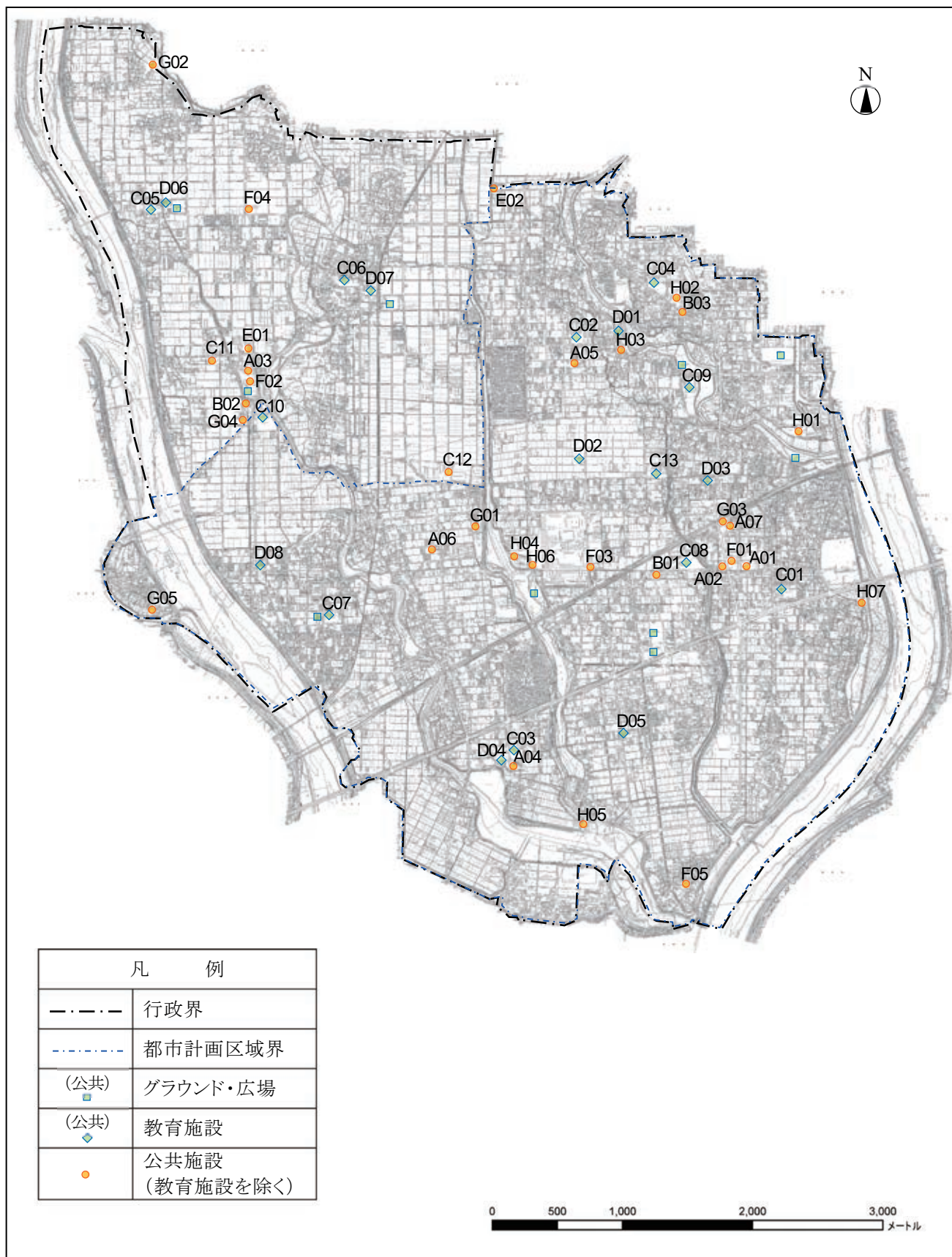


図 3-1-5 公共施設配置図

出典:「瑞穂市公共施設白書(第1版)」(平成 27(2015)年 3 月)をもとに作成

3-1-5 避難場所

本市の避難場所の一部には公園やグラウンドが指定されています。表 3-1-2 に指定緊急避難場所一覧、表 3-1-3 に民間協定施設一覧、表 3-1-4 に広域避難場所一覧を示します。また、図 3-1-6 に避難場所配置図を示します。

表 3-1-2 指定緊急避難場所一覧

校区	番号	名称	校区	番号	名称
生津	1	生津小学校校舎・体育館	穂積	37	井場公園
	2	生津小学校グラウンド		38	牛牧小学校校舎・体育館
	3	前畑公園		39	牛牧小学校グラウンド
	4	上光公園		40	牛牧第 1 保育所
	5	馬場公園		41	牛牧第 1 保育所屋外遊戯場
	6	高道公園		42	牛牧第 2 保育所
	7	生津スポーツ広場		43	牛牧第 2 保育所屋外遊戯場
	8	滝坪公園		44	牛牧南部コミュニティセンター
	9	彦内公園		45	牛牧南部コミュニティセンター駐車場
	10	真菰池公園		46	穂南公園
	11	天待公園		47	牛牧団地公園
	12	南流公園		48	祖父江公園
本田	13	本田小学校校舎・体育館	牛牧	49	十九条公園
	14	本田小学校グラウンド		50	上牛牧ふれあい公園
	15	穂積北中学校校舎・体育館		51	野田公園
	16	穂積北中学校校舎南球技場		52	清流みどりの丘公園
	17	本田第 1 保育所		53	豊かな緑どんぐり公園
	18	本田第 1 保育所屋外遊戯場		54	西小学校校舎・体育館
	19	本田第 2 保育所		55	西小学校グラウンド
	20	本田第 2 保育所屋外遊戯場		56	西保育・教育センター
	21	ほづみ幼稚園		57	西保育・教育センター屋外遊戯場
	22	ほづみ幼稚園屋外遊戯場		58	西ふれあい広場
	23	本田コミュニティセンター		59	巢南公民館
	24	せせらぎ公園		60	巢南グラウンド
穂積	25	穂積小学校校舎・体育館	西	61	中小学校校舎・体育館
	26	穂積小学校グラウンド		62	中小学校グラウンド
	27	穂積中学校校舎・体育館		63	中保育・育センター
	28	穂積中学校グラウンド		64	中保育・教育センター屋外遊戯場
	29	朝日大学 6 号館・10 周年記念館		65	中ふれあい広場
	30	別府保育所		66	南小学校校舎・体育館
	31	別府保育所屋外遊戯場		67	南小学校グラウンド
	32	市民センター		68	巢南中学校校舎・体育館
	33	穂積グラウンド		69	巢南中学校グラウンド
	34	穂積第 2 グラウンド		70	南保育・教育センター
	35	柳一色公園		71	南保育・教育センター屋外遊戯場
	36	野口公園		72	南ふれあい広場

資料:「瑞穂市地域防災計画」(令和 3(2021)年 3 月)

表 3-1-3 民間協定施設一覧

校区	番号	名称
穂積	73	旭化成グラウンド
	74	カーマ 21 瑞穂店 駐車場
	75	ほづみの森こども園 屋外駐車場
牛牧	76	PLANT6 瑞穂店 駐車場

資料:「瑞穂市地域防災計画」(令和 3(2021)年 3 月)

表 3-1-4 広域避難場所一覧

校区	番号	名称
生津	2	生津小学校グラウンド
	16	穂積北中学校校舎南球技場
本田	14	本田小学校グラウンド
	16	穂積北中学校校舎南球技場
穂積	26	穂積小学校グラウンド
	28	穂積中学校グラウンド
	77	朝日大学グラウンド
牛牧	39	牛牧小学校グラウンド
	28	穂積中学校グラウンド
	77	朝日大学グラウンド
西	55	西小学校グラウンド
	69	巢南中学校グラウンド
	60	巢南グラウンド
中	62	中小学校グラウンド
	69	巢南中学校グラウンド
	60	巢南グラウンド
南	67	南小学校グラウンド
	69	巢南中学校グラウンド
	60	巢南グラウンド

資料:「瑞穂市地域防災計画」(令和 3(2021)年 3 月)

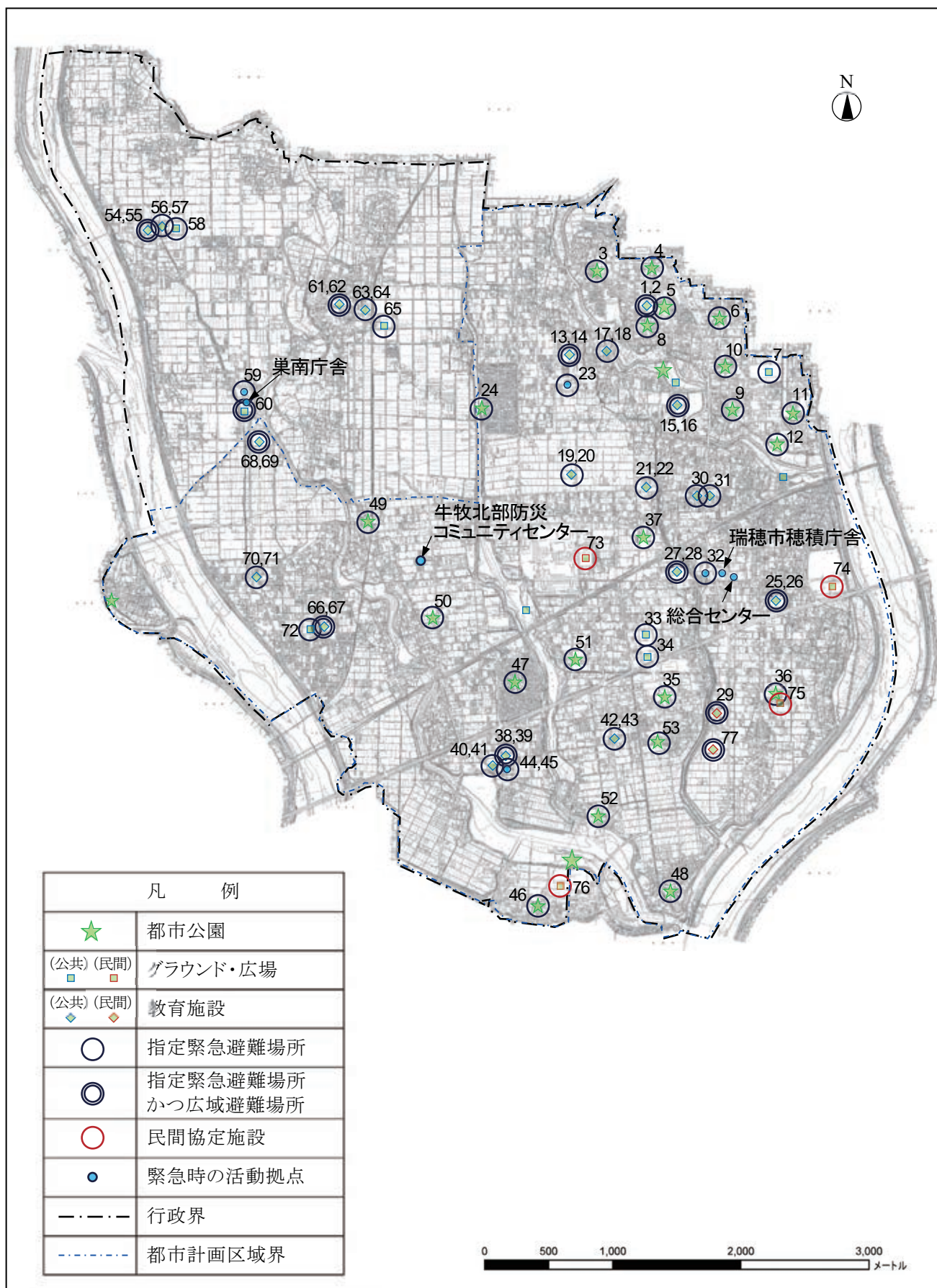


図 3-1-6 避難場所配置図

3-2 上位関連計画

上位計画、関連計画において位置づけられる都市づくり、まちづくりの将来像や目標、緑に係る施策の体系など緑の基本計画と関連性がある内容について抜粋します。

3-2-1 県の計画

(1)岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(岐阜都市計画区域マスタープラン)(令和2(2020)年11月)

項目		内容
2 都市計画の目標		
2-1 都市づくりの基本理念	【都市づくりの基本理念】	豊かな自然・歴史・文化に恵まれ 高度で多様な都市機能が集積した中心市街地と身近な生活拠点が互いに連携し、快適に暮らせる県の中心都市の創造
	【都市づくりの目標】	(1)コンパクトな市街地が互いに連携した都市づくり (2)求心力の高い、活力ある都市づくり (3)地球環境への負荷の小さい都市づくり (4)自然環境や歴史・文化、景観を活かした魅力ある都市づくり (5)安全・安心で快適に暮らせる都市づくり (6)みんなで進める都市づくり
項目		緑に関する記述(抜粋)
4 主要な都市計画の決定の方針		
4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	2. 主要な緑地の配置の方針 (1)環境保全系統	・木曽川、長良川支流の河川…水辺地を緑地として取り込み整備・保全 ・公有地…河川・水路を保全、幹線街路の街路樹や公園などのオープンスペースを整備 ・民有地…屋上緑化や壁面緑化の促進により、都市緑化を推進
	(2)レクリエーション系統	・住区基幹公園…誘致距離を考慮し、適正な配置 ・木曽川・長良川及びその支流…河川空間の有効利用を図り、特に、さい川さくら公園を位置付け
	(3)防災系統	・避難場所、避難路の確保を図り、防災公園を整備
	(4)景観構成系統 ①自然	・長良川をはじめとする河川空間…整備保全し、水を基調とした魅力ある都市景観を形成 ・住宅団地、工場等…緑地協定を定める等により、緑豊かな環境を創出・保全 ・社寺境内をはじめとする民有地内の緑地、学校などの公共施設内の緑地、中小河川の緑地…市街化区域における貴重な環境資源として保全・活用
	3. 実現のための具体的な都市計画制度の方針	・住区基幹公園…市街地整備に併せた整備の他、工場等の移転跡地等、市街化区域の低・未利用地を活用した整備を推進 ・総合公園、運動公園等…大規模な都市計画公園の整備を推進 ・地区計画、緑地協定あるいは都市緑地法による制度等を活用することにより、民有地の緑化を推進

(2)第 5 次岐阜県環境基本計画(平成 28(2016)年 3 月)

項目	内容
計画の役割	「岐阜県長期構想」に示されている『「清流の国ぎふ」づくり』の具体化を図る計画であり、環境の保全と創造に関する個別計画の基本となる計画 外
計画の期間	平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度
計画の基本理念	～新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり～ 【基本目標Ⅰ】 ・環境に配慮する持続可能な仕組みを創る 【基本目標Ⅱ】 ・豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる
項目	緑に関する記述(抜粋)
5 つの基本方針	
4. ふるさとの自然を守り共生する	(1)豊かな自然環境の保全 (3)自然とのふれあいと活用
5. 安全で健やかな生活環境で暮らす	(1)良好な生活環境の保全 (2)自然災害に強い県土の整備 (3)美しい景観の保全と創出



3-2-2 市の計画

(1)瑞穂市第2次総合計画(平成28(2016)年3月)

項目		内容
【基本構想】		
目標年度		令和7(2025)年度
○将来の指標(目標人口)		55,000人-令和7(2025)年
○まちの将来像		誰もが未来を描けるまち 瑞穂
【基本計画】		
前期基本計画		平成28(2016)年度～令和2(2020)年度
後期基本計画		令和3(2021)年度～令和7(2025)年度
【実施計画】		
計画期間		2年間
項目		緑の基本計画に関連する記述(抜粋)
分野別まちづくり計画	基本目標2	便利で快適に暮らせる美しいまち ○まち(市街地)と緑のバランスを保ち、うるおいある豊かな生活環境を整備します。
	①都市基盤	
	〈施策の内容〉	〈主な事業〉
	(3)集いの場整備	○公園・緑地等整備事業 ○都市緑化推進事業 ○水と緑のネットワーク整備事業
	(6)景観計画の策定・推進	○景観計画策定事業
	〈目標指標〉	
	公園・緑地整備 (1人当たりの面積)	現状値 6.36 m ² →(5年後)7.40 m ² 、(10年後)8.00 m ²
	基本目標5	活気あふれる元気なまち
	①農業	
	〈施策の内容〉	〈主な事業〉
	(2)農地の再編・活用・適正保全	○(仮)農地再編・集約化事業 ○農業振興地域整備計画事業
	共通目標	持続可能な都市経営のまち
	③協働	
	〈施策の内容〉	〈主な事業〉
	(2)市民の参加・参画機会の充実	○まちづくり推進事業(ガイドライン策定、市民ワークショップ、ワールドカフェ等の開催)
	(3)まちづくりの担い手育成	○まちづくり推進事業(まちづくり活動組織の育成、まちづくり人材バンク、まちづくり人材養成講座) ○(仮称)協議推進課の設置

(2)瑞穂市都市計画マスタープラン(平成 30(2018)年 3 月)

項目		内容
平成 20(2008)年 9 月		瑞穂市都市計画マスタープランを策定
平成 23(2011)年 10 月		同 一部改定
目標年次		令和 7(2025)年
計画対象区域		行政区域(約 2,819ha) 全域
項目		内容(緑の基本計画に関連する記述)
第3章 都市づくりのビジョン		
3-1 都市の将来像		誰もが未来を描けるまち 瑞穂
3-2 都市づくりの目標		
1. 都市計画分野の取り組みの基本方向	都市づくりの目標1 誰もが安心して暮らし続けられる都市づくり	②安全、安心で健康的に暮らせる住環境の形成 ③道路、公園、下水道等が充実した良好な住環境の形成
	都市づくりの目標2 活力や賑わいを創出する都市づくり	③民間活力の活用等による都市運営の効率化
	都市づくりの目標3 多様な交流を創出する都市づくり	①特色ある歴史、文化を活かした観光、交流の活性化 ②市民同士の交流を深める場の形成 ③多様な地域資源の連携による交流拡大
	都市づくりの目標4 自然や環境と調和する都市づくり	①美しく自然に親しみを感じる環境の形成 ②地球環境への負荷の軽減
2. 将来指標		将来人口:55,000 人(令和 7(2025)年)
第5章 分野別都市づくり計画		
5-1 道路、交通づくりの方針		
2. 整備、誘導の方針	《安全、快適な道づくり》	②歩行環境の整備 ③美しく機能的な道路空間の整備
5-2 水、緑づくりの方針		
2. 整備、誘導の方針	《公園の整備》	①拠点的な公園の整備 ②身近な公園の整備
	《緑豊かで潤いのある空間づくり》	①親水空間の整備 ②水と緑のネットワークの形成 ③緑豊かな住環境の保全、創出
5-3 市街地づくりの方針		
2. 整備、誘導の方針	《都市基盤の整備》	①都市基盤未整備地区の整備 ②都市基盤整備済地区(土地区画整理済 等)の環境保全、有効活用
	《適正、合理的な土地利用》	②既存ストックの活用
5-4 都市環境づくりの方針		
2. 整備、誘導の方針	《防災性の向上》	①災害に強い都市基盤の整備 ②地域の不燃化、耐震化
	《良好な景観の形成》	①地域特性に応じた良好な景観の形成 ②公共空間の景観整備 ③景観に配慮した民間開発の誘導
	《地球環境の保全》	②環境負荷の少ない都市構造の構築

将来都市構造

「駅周辺」の「都市拠点」を核に「地域生活拠点」を中核としたコンパクトな居住ゾーン及び公共交通ネットワークの形成を図ること」に重きを置いて、都市と自然の調和や市の強み、地域の魅力の活用等を図る形で、多様な拠点、軸、ゾーンをバランスよく適切に配置します。

-  **都市拠点**
公共交通の要を担い、多様な都市機能が集積した拠点
-  **地域生活拠点**
公共交通ネットワークとの連携を踏まえ、一定の都市機能が集積した拠点
-  **学術研究拠点**
大学及び病院等による学術研究機能と連携した先端産業が集積した拠点
※ 地域生活拠点を兼ねる
-  **交流拠点**
歴史や文化資源を活かした、市民がスポーツやレクリエーション等を楽しむことができる拠点

凡例

-  市街地居住ゾーン
-  田園居住ゾーン
-  工業ゾーン
-  自然環境ゾーン
-  商業集積軸
-  幹線道路ネットワークの主軸
-  幹線道路ネットワークの主軸(構想区間)
-  公共交通ネットワークの主軸
-  歩行者ネットワークの主軸
-  水と緑のネットワークの主軸



水、緑づくりの方針

基本方針

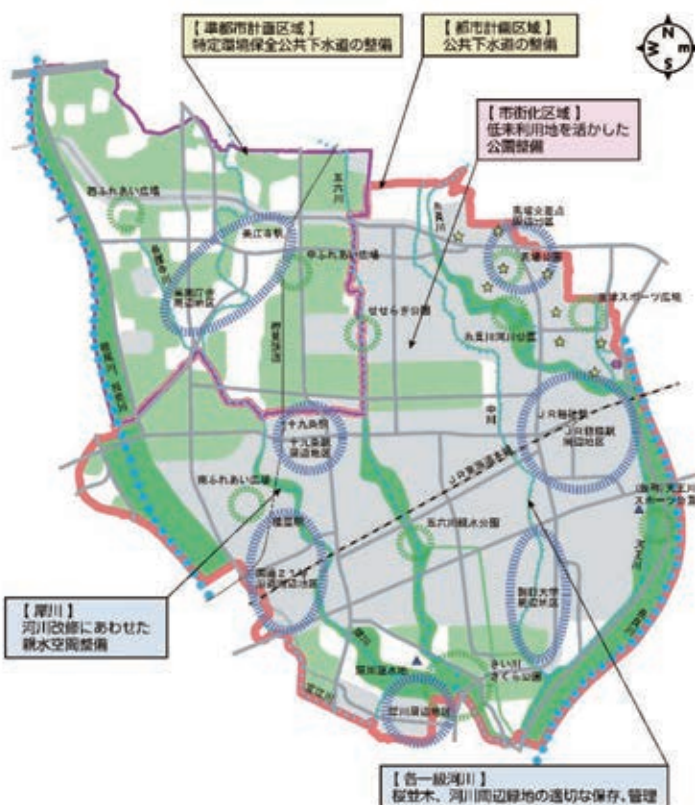
市民の憩い、ふれあい、健康づくり等の利便性を高めるための公園整備や、緑豊かで潤いのある都市環境を形成する一級河川や田園風景の保全、活用を重視し、良好な緑地、自然環境の保全、創出を図ります。また、いつまでも美しく、安らぎや親しみを感じることができるよう、下水道の整備を通じて水質保全を図ります。

施策体系

公園の整備	・ 拠点的な公園の整備 ・ 身近な公園の整備
緑豊かで潤いのある空間づくり	・ 親水空間の整備 ・ 水と緑のネットワークの形成 ・ 緑豊かな住環境の保全、創出
公共用水域の保全	・ 下水道の整備

凡例

-  市全体からみた拠点的な公園
-  優良農地
-  河川沿道緑地
-  将来土地利用構想における住宅地、商業地、工業地、沿道複合地
-  水と緑のネットワークの主軸(河川)
-  都市拠点、地域生活拠点
-  都市計画区域
-  都市計画決定された公園
-  都市計画決定された汚物処理場
-  都市計画決定された下水道施設



(3)瑞穂市民憲章(平成 20(2008)年 9 月)

本市では、市民が主体の住みよいまちづくりを進めるため、平成 20(2008)年 9 月に、瑞穂市民憲章を制定しています。文章は 5 箇条の構成とし、それぞれ「自然を大切にする心」、「心身とも健康な市民」、「文化の向上」、「思いやり」、「未来への希望」を目標に市民が取り組む姿勢を示しています。市民憲章は以下に示すとおりです。

瑞穂市民憲章

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由で住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

- 1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります
- 1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります
- 1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります
- 1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります
- 1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります

3-3 緑に関する市民アンケート調査

3-3-1 調査概要

本市における公園緑地等の在り方に関する住民の意識についてアンケート調査を実施しました。結果概要は以下のとおりです。

(1) 調査概要

●アンケート調査対象者

- ・市内在住 20 歳以上の方から、各地域の人口配分を踏まえ、2,000 人を無作為抽出

●配布・回収方法

- ・郵送による配布、郵送による回収

●調査実施期間

- ・平成 31(2019)年 2 月 19 日～平成 31(2019)年 3 月 6 日

●回収結果

- ・回収数 768 通(回収率 39%、有効抽出数 1,989 通)

(2) アンケート調査結果の概要

表 3-3-1 アンケート調査結果の概要 (1/2)

区分	項目	調査結果の概要
緑のまちづくり	緑の満足度	「学校や図書館など公共施設の緑」「河川や池など水辺の緑」「街路樹など道路沿いの緑」「社寺、史跡、中山道など歴史文化資源と一体となった緑」はたいへん満足・満足が約 4 割を占めているが、「公園や広場などの緑」「穂積駅周辺などの市街地の緑」はやや不満・不満が 4 割以上を占めている。
	現在やっている緑の活動 (該当番号すべて選択)	「住宅の緑化(庭やベランダ、塀などを緑で飾る、屋上緑化など)」が 51.4%で最も多く、次いで、「特に何もしていない」が 32.4%、「市民農園や家庭菜園での花や野菜などの栽培」が 28.3%、「公園や広場などの維持管理・運営への参加(除草、清掃、花壇の手入れなど)」が 26.6%となっている。
	今後の緑のまちづくりについて	緑について「守り育てる必要がある」「どちらかという守り育てる必要がある」と回答した人が 87%以上を占めている。
	特に守り育てる必要がある緑 (3 つまで選択)	「公園や広場などの緑」が 73.4%で最も多く、次いで、「街路樹など道路沿いの緑」が 40.4%、「河川や池など水辺の緑」が 38.7%、「学校や図書館など公共施設の緑」が 36.9%となっている。
	緑を守り育てる必要がないと考えられた理由	「他に優先すべき事業があるから」が 46.3%で最も多く、次いで、「落ち葉や害虫などが発生する可能性があるから」が 31.3%となっている。
	緑のまちづくりに必要な施策 (3 つまで選択)	「商業施設や企業と一体となった緑化協力体制づくり」が 46.2%で最も多く、次いで、「市民参画による公園や広場などの維持管理の推進」が 39.3%、「緑のイベントの開催(花の展覧会、記念植樹祭など)」が 35.9%、「緑のボランティアなどの人材育成」が 31.1%となっている。

表 3-3-1 アンケート調査結果の概要 (2/2)

区分	項目	調査結果の概要		
公園・広場	公園の利用状況 (3 つまで選択)	公園で普段やっていることは、「 広場や休憩所でのんびりする 」が 37.2%で最も多く、次いで、「スポーツなどにより健康づくりをする」が 20.3%、「 いろいろな遊具で遊ぶ 」が 19.8%、「地域の防災活動の場に活用する」が 18.4%となっている。		
	今後やってみたい こと (3 つまで選択)	今後やってみたいことは、「 広場や休憩所でのんびりする 」が 36.1%で最も多く、次いで、「スポーツなどにより健康づくりをする」が 26.2%、「 売店やカフェなどでくつろぐ 」が 25.5%、「地域の防災活動の場に活用する」が 19.0%となっている。 年齢別にみると、今後やってみたいことは、「 いろいろな遊具で遊ぶ 」が 30 代の子育て世代の割合が非常に高くなっている。また、「 売店やカフェなどでくつろぐ 」も、30 代の割合が他年代に比べ高くなっている。		
	公園や広場の整備 について (2 つまで選択)	「 公園や広場の維持管理の充実 」が 44.5%で最も多く、次いで、「 既設の公園や広場の再整備 」が 44.0%、「 公園や広場の新規整備 」が 28.6%、「 既設の公園や広場の機能の見直しや統廃合 」が 18.8%となっている。 地域別でみると、「 既設の公園や広場の再整備 」「 公園や広場の維持管理の充実 」で、本田地域の割合が他地域に比べ高くなっている。		
景観 (風景) について	好きな景観、大切に したい景観 (2 つ選択)	「 遠くに見える山々の景観 」が 46.9%で最も多く、次いで、「 河川や池などの景観 」が 39.2%、「 公園や広場などの景観 」が 21.9%、「 社寺、史跡、中山道など歴史文化の景観 」が 19.7%となっている。		
	景観整備に必要な こと (3 つまで選択)	「 街路樹や公共施設などの緑化の推進 」が 48.7%で最も多く、次いで、「 瑞穂市としての景観づくりに向けた方針の策定 」が 38.2%、「 景観に配慮した公共施設などの整備や改修 」が 37.5%、「 積極的に景観づくりを行う市民や団体に対する支援 」が 25.5%、「 景観に関する取り組みや制度などを周知するための情報発信 」が 24.7%となっている。		
その他 意見要望	346 人から回答があり、全 421 票が得られた(複数回答)。以下に内容を整理した。			
	緑	緑全般	47	緑のイメージが弱い。くらしと溶け込む緑づくりが必要。
		公共の緑	111	河川沿いの緑が豊かだとの評価がある一方で、維持管理の重要性や駅や道路沿いに花木などの工夫が必要。
		民有地の緑	28	柿畑、田が減っている。ひまわり畑や菖蒲畑など、見学してもらえるような活用をしてはどうか。
	公園	新規整備	69	地区によっては公園が不足している。多機能で安全安心、くつろげる公園が望まれている。
		施設整備	34	子どもが遊べる公園、施設を増やしてほしい。
		再整備	7	くつろげる広場、緑が必要である。
		維持管理・利用・緑	45	公園の植栽が少ない。駐車場やゴミの問題をどうするか。維持管理の充実が必要。
	景観(緑以外)		35	田、畑、河川沿いの景観の保全や、駅周辺の景観整備が望まれている。市民が「ここが好き」と呼べる景観整備を期待。
	その他		45	人口が増えてきているのに、都市整備全般が追い付いていない。環境向上のための維持管理が大切。

3-4 緑に関する法改正の動向

国では社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージへ移行すべく、平成 29(2017)年 6 月に都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法の一部改正が行われました。次ページにその概要を示します。

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - ー 景観(潤い)、環境(雨水貯留、生物多様性)、防災(延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題 ー 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - ー これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題 ー 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
 - ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」(閣議決定)において都市農地の確保、保有所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概要



【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

(KPI) 民間活力による公園のリニューアル 約100件(2017~2021 [2017:5件 / 2021:40件])

民間主体による市民緑地の整備 約 70件(2017~2021 [2017:5件 / 2021:25件])

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

図 3-4-1 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 26 号)

資料:国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html